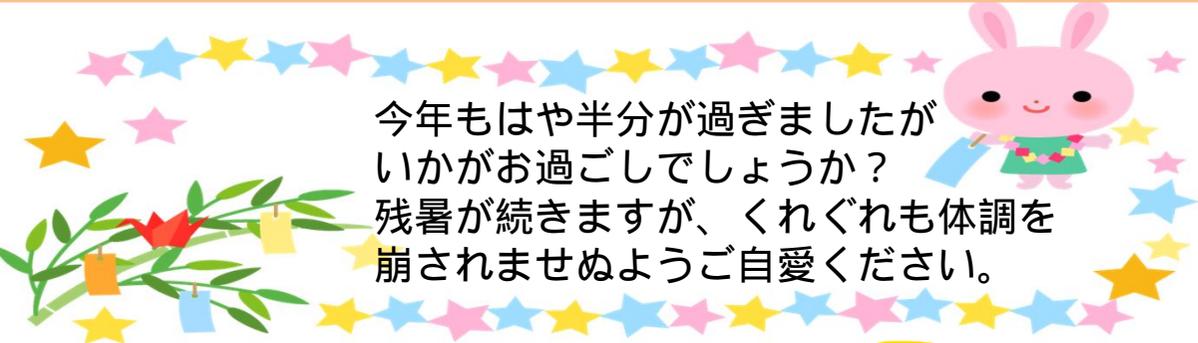


浦野家通信 7月



〒550-0012
大阪市西区立売堀1-9-10
HOWAビル701号
TEL 06-6536-7560
浦野会計事務所
第82号
発行人：所員一同

料金別納
郵便



今年もはや半分が過ぎましたが
いかがお過ごしでしょうか？
残暑が続きますが、くれぐれも体調を
崩されませぬようご自愛ください。

7月の予定

- 7月10日(月)
 - ・社会保険の報酬月額算定基礎届の提出
 - ・労働保険料の申告・納付
 - ・6月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付
 - ・納期特例の適用を受けている事業者の
源泉所得税の納付(1月～6月分)

- 7月17日(月)
 - ・所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請

- 7月31日(月)
 - ・5月決算法人の申告と納税
 - ・11月決算法人の中間申告と納税
 - ・8.11.2月決算法人の消費税の3ヶ月ごとの中間申告
 - ・6月分社会保険料納付

クラウド会計の導入

クラウド会計とは、インターネット上でいつでもどこでも会計処理を行うことができる会計システムのことをいいます。今年の10月から始まるインボイス制度と来年の1月から始まる電子帳簿保存法の対応のために浦野会計事務所では原則クラウド会計の導入のお願いをしております。詳しいことはまたご連絡ください。また、こちらからもご説明させていただきます。



▷クラウド会計の特徴

- 全ての電子帳簿保存法に対応している。
- 会社ソフトの利用により
請求管理ができる
- プリントアウトの必要がない
- 通帳やカードの連携ができる
- コストがかかる

Freeかマネーフォワード、どのプランが良いかなどはお客様ごとに順次ご案内させていただきます。



生前贈与により取得した土地と 相続税の特例の関係

令和5年度の税制改正で令和6年以降の相続時精算課税制度に基礎控除が導入されるなど今後生前贈与の活用による財産の移転がさらに活発になるものと考えられます。

しかし、単純に贈与税額に係る有利不利だけで判断するのではなく相続税の申告時に適用できる特例も視野に入れて判断していく必要があります。

例えば、相続時精算課税に係る生前贈与により取得した土地または暦年贈与制度により取得した土地のうち相続開始前年3年以内（令和5年の改正で令和9年以降順次延長され令和13年以降は7年以内）に取得した土地については相続税の計算上贈与を受けた財産の価額を加算する必要があります。つまり、相続税の計算上課税対象となるのですが、この贈与により取得した土地については相続税計算の特例規程である小規模宅地の特例による減額制度について対象外となってしまいます。

小規模宅地の特例とは、相続又は遺贈により被相続人等の居住用又は事業用の宅地等を取得した場合に一定の限度面積まで、相続税の課税価格を最大80%減額できる制度なのですが、生前贈与した土地については対象外となってしまいますので贈与の対象とする財産を決定する際には慎重に行う必要があります。



夏の風物詩『川床』

京都や大阪の夏の風物詩の一つである。料理店や茶屋が川の上や、屋外で川がよく見える位置に座敷を作り、料理を楽しむことができます。5月ごろから9月ごろまで、京都の鴨川、貴船、高雄、鷹峯などで営業していますが、おすすめの時期ということ言えば7～8月です。梅雨が明けた後であれば、せっかく楽しみにしていた川床を雨で諦めることも少なくなります。また、蒸し暑い時期だからこそ、川床の醍醐味である“涼しさ”を実感していただけたらと思いますので是非行ってみてはいかがでしょうか



七夕 そうめんの日

平安期には、健康を祈るため七夕に『そうめん』を食べたと記録があります。その他、そうめんを白い糸に見立て「七夕に芸技（ハタ織り）が上達するよう」又、そうめんを赤い糸に見立て「出会い（天の川での彦星と織姫の1年に1度のデート）がありますように」と願いをこめて食べたという説もあるようです。機会があればぜひそうめんを召し上がってみてください。

